

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 国見橋床版修繕工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 25-20 交通保安要員 交通保安要員の配置人数が記載されており、その人数によると床版修繕施工時の出入口は、国見橋 1 箇所、石母田橋 1 箇所、厚樫橋 3 箇所と判断されますが、出入口の追加は可能でしょうか。ご教授ください。</p>	<p>出入口の追加はできません。よって、設計図書に示す出入口数を基に計画してください。工事契約締結後、出入口について関係機関との協議のうえ監督員が必要と認めた場合は変更する場合があります。</p>
2	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 工程短縮について、「※標準案における施工体制とは、工事工程表(概略工程表)に示す「パーティ数(同時施工箇所数)」、「1方当たりの労働時間」及び「方数(昼夜区分)」であり、1パーティ当たりの労務編成は積算基準類に基づく。」と記載がありますが、パーティ数の増は評価対象となりますでしょうか。ご教授下さい。</p>	<p>パーティ数(同時施工箇所数)の増は評価対象とはなりません。 ただし、1パーティ当たりの労務編成は、貴社の施工計画に基づき必要な人員等を配置してください。</p>
3	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 工程短縮について、「※標準案における施工体制とは、工事工程表(概略工程表)に示す「パーティ数(同時施工箇所数)」、「1方当たりの労働時間」及び「方数(昼夜区分)」であり、1パーティ当たりの労務編成は積算基準類に基づく。」と記載がありますが、実績による歩掛り向上は評価対象となりますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>実績による歩掛り向上は評価対象となります。ただし、その施工方法や歩掛の根拠等をご提示ください。</p>

4	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 工程短縮について、「標準案における施工体制（※）より技能労働者の労働時間を延長し施工日数を短縮するなどの構造上の工夫や特殊な施工方法等によらない技術提案は評価しない。」と記載がありますが、同時並行作業による短縮は評価対象となりますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>構造上の工夫や特殊な施工方法等により同時並行作業が可能となり、施工日数を短縮することは評価対象となります。ただし、パーティ数（同時施工箇所数）を増やすなどにより同時並行作業し施工日数を短縮することは評価対象とはなりません。</p>
5	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 工程の短縮の評価について、①各工種作業の標準案と提案日数との差の積上げ日数による評価、②各橋梁の標準案と提案日数の短縮日数合計差による評価、③全体工程の標準案日数の短縮日数差による評価、のいずれでしょうか。また、いずれの提案でも評価対象となりますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>標準案における昼夜連続車線規制日数の合計543日と技術提案に基づく昼夜連続車線規制の合計日数の差分（短縮日数）による評価です。ただし、評価項目「共通事項」に示すとおり、設計図書に示す工事の実施期間以内である必要があるため、各橋梁の昼夜連続車線規制日数を上回することは認められません。また、石母田橋・厚樫橋は同一の昼夜連続車線規制での施工であることから、工程上クリティカルとなる橋梁の施工日数が昼夜連続車線規制日数となることを想定しています。</p>
6	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 「標準案：国見橋①187日、石母田橋・厚樫橋②177日、石母田橋・厚樫橋③179日、計543日」と上下線を分けて記載がありますが、同一時期に上下線を規制して施工することは可能でしょうか。ご教授ください。</p>	<p>同一時期に上下線を規制して施工することはできません。ただし、工事契約締結後、関係機関との協議のうえ、また関連工事との調整のうえ、監督員が必要と認めた場合は変更する場合があります。</p>
7	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 「床版修繕工の昼夜連続車線規制日数の短縮、及びその確実性に関する提案」について、概算工程表では令和7年から令和9年まで通年（抑制期間を除く）による施工となっています。昼夜連続車線規制日数を通年でなく分割して施工した場合にも、昼夜連続車線規制日数の合計が543日より短くなれば、短縮日数とみなされると考えてよろしいでしょうか。また、その短縮は評価対象となりますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>ご質問の「通年でなく分割して施工」の主旨が、1橋の床版修繕工の施工を、抑制期間を除き連続的に施工するのではなく、断続的に施工することへの変更であれば、可能です。また、この変更が構造上の工夫や特殊な施工方法等による提案であり、昼夜連続車線規制日数の合計が543日より短くなれば、短縮日数として評価対象となります。</p>

8	<p>入札説明書 技術提案書 評価項目① 「床版修繕工の昼夜連続車線規制日数の短縮、及びその確実性に関する提案」について、「付属物撤去・舗装切削～防水工・舗装工・路面標示・付帯工」を車線規制せず施工することで、昼夜連続車線規制日数の短縮を図ることは評価対象となりますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>構造上の工夫や特殊な施工方法等による提案により、高速道路上におけるすべての交通規制（通行止めや路肩規制、ランプ規制等も含む）を伴わず施工が可能となり、昼夜連続車線規制日数の短縮を図ることは評価対象となります。ただし、走行車両の安全性等が確保されていることを前提とします。</p>
9	<p>設計図 117/173、119/173、120/173 標準断面図から施工時幅員構成の変更は可能でしょうか。可能な場合、追越車線、走行車線ともに最小幅員 3,250mm、最小路肩幅 500mm を確保することによりよろしいでしょうか。</p>	<p>追越車線、走行車線ともに最小幅員 3,250mm、最小路肩幅 500mm を確保していれば、標準断面図から施工時幅員構成を変更することは可能です。ただし、関係機関との協議が必要と判断される特殊な幅員構成の場合においては、変更が認められない場合があります。</p>
10	<p>特記仕様書 8. 作業日及び作業期間に関する事項 高速道路上の交通規制を伴う作業とは、追越車線及び走行車線を規制する作業という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>高速道路上の交通規制を伴う作業とは、交通規制下において実施する作業をいいます。なお、高速道路上の交通規制とは追越車線及び走行車線の交通規制の他、通行止めや路肩規制、加減速車線規制、ランプ規制等の高速道路上のすべての規制が対象です。</p>